

医療法人仁支会 すずらん歯科矯正歯科 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、特に妊娠・出産・復職時においても継続的に能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和2年12月1日～令和5年11月30日までの3年間

2、内容

目標1；育児休業から復帰する職員に対して、育児短時間勤務制度や所定外労働の免除等の制度の周知や情報提供を行う。

【対策】

令和2年12月～ 産前産後休暇取得時や育児休暇からの復帰時に職員に対して育児短時間勤務制度等の説明をする。

目標2；男性社員の育児休業取得制度の周知や情報提供を行う。

【対策】

令和2年12月～ 男性社員に向けて、育児休業制度について説明をする。